

機構長の業務執行状況の評価に関する規程

平成27年 3月13日
選考会議決定
一部改正 令和 4年 2月22日

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構長選考・監察会議規程第7条に基づき、人間文化研究機構長選考・監察会議（以下、「選考・監察会議」）が実施する人間文化研究機構長（以下、「機構長」）の業務執行状況の評価に関する方法等について定めることを目的とする。

(定期評価)

第2条 選考・監察会議は、人間文化研究機構長の任期に関する規程第2条に掲げる4年の任期中、当初2年間（以下「評価期間」）における機構長の業務の執行状況について評価を実施（定期評価）し、翌年度末までに取りまとめた意見書を公表するものとする。

- 2 選考・監察会議は、機構長に対し、就任後、直ちに、4年の任期中の機構運営に関する所信の提出を求めるものとする。なお、所信は、提出後、直近の経営協議会及び教育研究評議会に報告するとともに、機構内外に公表する。
- 3 機構長は、評価期間の業務の実績を取りまとめて、自己評価として評価期間の終了日から起算して3月を経過する日までに選考・監察会議の議長へ提出しなければならない。
- 4 選考・監察会議の議長は、前項の自己評価を受理した場合は、速やかに選考・監察会議を招集して審議しなければならない。
- 5 選考・監察会議は、定期評価に当たっては、機構長と意見交換を行わなければならない。
- 6 選考・監察会議は、定期評価に当たっては、監事に対して意見を求めることとする。
- 7 選考・監察会議は、定期評価に当たっては、人間文化研究機構長選考規程第4条により別に定められた人間文化研究機構長に求められる人材像に留意することとする。
- 8 選考・監察会議は、定期評価を行った場合は、機構長に対して結果を通知するとともに、必要に応じて提言又は要請を行うことができる。
- 9 定期評価の結果については、機構内外に公表する。

(臨時評価)

第3条 第2条にかかわらず特別な理由がある場合には、選考・監察会議の委員は、選考・監察会議の議長に対して必要に応じて機構長の臨時評価のための選考・監察会議の開催を要請できる。

- 2 選考・監察会議の議長は、前項の要請があった場合は、委員の要請理由を確認した上で選考・監察会議の開催を決定するものとする。また、開催の決定に当たっては、機構長に必要な書類の提出を求めることができることとする。
- 3 選考・監察会議は、臨時評価に当たっては、必要に応じて機構長及び監事に意見を求めることができる。
- 4 選考・監察会議は、臨時評価を行った場合は、機構長に対して結果を通知するとともに、必要に応じて提言又は要請を行うことができる。

- 5 機構長は、前項の提言又は要請を受けた場合は、選考・監察会議に対してその対応を報告するものとする。
- 6 臨時評価の結果については、原則として公表しない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。